

『山県市の物件』 お譲りします!!

山県市公有財産の利活用に関
係する民間提案制度
第4次募集

令和8年度 募集期間

令和8年9月上旬～11月30日(月)

第4次募集から **2つの新方式** を増やしました!

New!

建物解体負担付き土地譲渡

土地のみ活用

解体費が土地代を超えたら、その差額^注を市が負担します!

注) 差額に関する予算の議決確定を条件に仮契約を締結します。

建物解体費

差額分

→市が負担!

土地評価額



- ※既存建物の解体が必須となります。
- ※土地評価額が建物解体費を上回る場合、適用されません。
- ※建物解体費用の提案額には上限を設けます。

対象物件



建-4:旧乾小学校



建-9:旧伊自良支所



建-10:旧伊自良中央公民館

※上記物件(建-4,建-9,建-10)のみが
対象となります。

場所はコチラからご確認ください。→



New!

公共サービス等を利用提案に含む譲渡

建物・土地を活用

公共サービス機能等を含む利活用をご提案いただくと、
内容・効果に応じてインセンティブが受けられる可能性があります!

- ※建-1～建-11を対象とします。(建-2は対象外)
- ※市民サービス向上等につながる多様なアイデアをご提案いただけます。
- ※提案内容について、協議にて効果を確認し、条件を設定します。

▶市が考えるイメージ(例)

提案した利活用用途機能

+公共サービス機能等

〈公共サービス機能等の例〉

文化芸術機能(図書サービス等)、観光案内、企業家向け
フリースペース、証明書取得サービス(コピー機)設置、
売店・飲食店 等

『公共サービス機能等』を含む利活用を提案

協議にて市への効果を確認

市が事業者に
インセンティブを
付与する場合あり

『山県市公有財産の利活用に係る民間提案制度』の概要

本市が所有する公有財産(建物・土地)について、民間事業者のノウハウや自由な発想を活用した利活用提案を募集し、地域経済の活性化および公有財産の有効活用を図る制度です。

■対象物件：建物+土地 10 施設
土地のみ 3 施設
ネーミングライツ 25 施設

■事前相談・現地確認受付期間：
令和8年9月上旬～11月20日(金)
※提案にあたっては、実施要領を十分にご確認ください。

問い合わせ先

山県市 総務課 管財・生活安全係 ☎ 0581-22-6820

(業務委託先)

大日コンサルタント株式会社 ソーシャルデザイン部(担当：國島) ☎ 058-271-2659

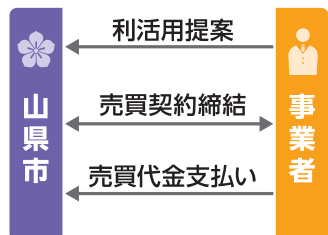
事業スタイルに合わせて選べる8つの活用方法

※右上タグ 建物・土地 土地のみ
は、「利活用対象財産」を示します。

① 売却による譲渡

建物・土地

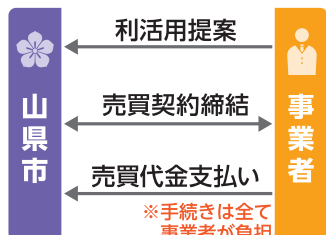
提出された利活用提案に基づき、土地・建物の売買契約を締結し、**売買代金を市にお支払いいただき**て活用する方法です。



② 売却による譲渡(民間主導型)

建物・土地

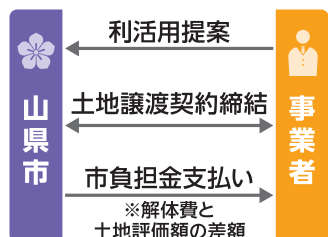
利活用提案に基づき、土地・建物の売買契約を締結して活用する方法です。ただし、手続きを全て事業者が行うことで、**契約までの期間を大幅に短縮**できます。



New! ③ 建物解体費負担付き土地譲渡

土地のみ

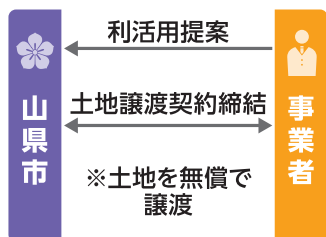
建物の取壊しを条件に土地譲渡契約を締結して活用する方法です。解体費が土地評価額を超える場合は、その**差額を市が負担**します。(上限あり)



④ 建物取壊し付土地譲渡

土地のみ

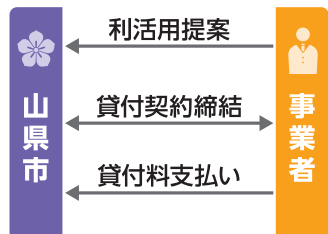
建物の取壊しを条件に土地譲渡契約を締結して活用する方法です。解体費が土地評価額を超える場合、**土地を無償で譲渡**します。



⑤ 貸付け

建物・土地

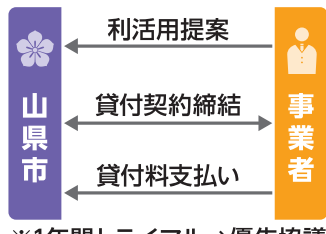
提出された利活用提案に基づき、土地・建物の貸付契約を締結し、**貸付料を市にお支払いいただき**て活用する方法です。



⑥ トライアル事業

建物・土地

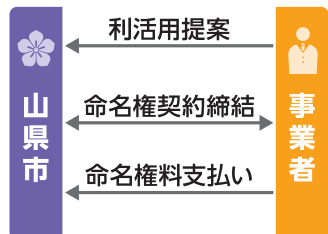
1年以内の期間限定で貸付契約を締結し試行的に活用する方法です。期間終了後に他の利活用方法に移行する際に、優先的に協議ができる権利を付与します。



⑦ ネーミングライツ

その他

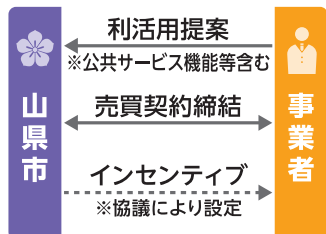
ネーミングライツの提案をいただき、命名権契約を締結する活用方法です。**命名権料を市にお支払い**いただき対象施設に愛称等を付与することができます。



New! ⑧ 公共サービス等を利活用提案に含む譲渡

建物・土地

公共サービス機能等を付加した利活用提案をいただく方法です。提案内容について協議し、**市に一定の効果があると判断した場合は、民間インセンティブを付与**する場合があります。



ご提案～契約締結までのフロー

※提案にあたっては、実施要領を十分にご確認ください。

STEP1

事前相談・現地確認のお申し込み

令和8年11月20日(金)締切

記入した「事前相談・現地確認申込書」(様式1号)をEメールまたはFAXにて業務委託先までお送りください

STEP2

『利活用提案書』の提出

令和8年11月30日(月)締切

必要な提出書類をご用意いただき、事務局宛てにご提出ください

STEP3

提案書の審査 → 結果通知

令和9年2月下旬

STEP4

契約締結に向けた協議(複数回)

令和9年2月下旬～

問い合わせ先

山口市 総務課 管財・生活安全係 ☎ 0581-22-6820

(業務委託先)

大日コンサルタント株式会社 ソーシャルデザイン部(担当: 國島) ☎ 058-271-2659